

2020年4月 27 日

木更津市長 渡辺芳邦様

きさらづ市民ネットワーク

新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望

このたびの新型コロナウイルスによる感染症は、急速に拡大し、4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発出された緊急事態宣言を受け、千葉県でも外出の自粛要請に加え、4月14日午前0時から施設の使用制限（休業要請）が始まりました。

木更津市においても、健康危機管理対策本部を立ち上げ、千葉県に対し、要請をおこなうなど、尽力されています。新型インフルエンザ対策用感染防護服資器材である防護服と手袋の在庫は、十分に備えています。一日平均20件ほどの救急出動では、発熱などがあり、コロナ感染を疑った場合のみ、完全防護の装備で向かいます。また、消防の夜間勤務は、1つの部屋を日替わりで複数人数が利用します。布団もリースですが、いざ、コロナ感染者がでた場合は、布団も買い取りとなると伺っています。また、最近では、発熱があると、病院が決まるまでに要する時間も長くかかっていると聞いています。

さて、国立感染症研究所は4月20日付で、新型コロナウイルス感染症の患者との「濃厚接触者」の定義について、患者の発症2日前から隔離開始までの間、1メートル程度までの距離で、マスクなど必要な予防策を取らずに15分以上接触した人などと改めました。クラスター（感染集団）対策を強化するため、厳格化したものです。また、接触者かどうかは、周辺の環境なども考慮して総合的に判断するとしています。

そこで、人命救助に尽力されている救急医療体制を崩壊させないよう、今後の感染拡大を最小限にするため、予防的視点から以下を要望します。

記

1. 救急出動の際、防護服着用は、発熱の症状がある場合に限らず、防護服着用の完全防護で行うこと。
2. 救急出動のリスク軽減のための対応であることを市民に知らせ、市民の不安を払拭することに広報活動を行うこと。
3. 市内の医療機関では、マスクやサージカルガウン等の不足が深刻な状況にある。市が医師会や薬剤師会、歯科医師会などと連携を密にし、医療現場に携わる人のリスク軽減に積極的に関わること。
4. 感染が拡大するにつれて、発熱の患者を診察できない地域の診療所が増え、特定の病院に患者が集中することで医療崩壊につながる恐れがある。今後、必要な場合は、発熱者外来の設置については、医師会や薬剤師会、歯科医師会などの要望を十分に聞き、設置場所や資金面など必要な支援を積極的に行うこと。

以上